

13. 公営住宅と更新住宅の違い

第一和泉団地には公営住宅（1、2棟）・更新住宅（3、4棟）の2種類があり、3つの違いがあります。

①入居収入基準

市営住宅に入居する方は、月額所得が入居収入基準以内である必要がありますが、公営住宅には裁量階層世帯があり、入居収入基準が緩和されています。なお、更新住宅は入居収入基準が一律158,000円となります。

公営住宅（1、2棟）	更新住宅（3、4棟）
<ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯…158,000円 ・裁量階層世帯…214,000円 	158,000円

②収入超過者の認定

公営住宅・更新住宅に3年以上入居し、月額所得が下記の基準額を超えた方は収入超過者に認定されます。収入超過者には、割増賃料や市営住宅の明渡し努力義務が発生します。

公営住宅（1、2棟）	更新住宅（3、4棟）
<p>【収入超過者となる基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯…158,000円 ・裁量階層世帯…214,000円 	<p>【収入超過者となる基準額】</p> <p>158,000円</p> <p>※ただし、収入超過者のうち『公営住宅の裁量階層世帯（※8ページ参照）と同一の世帯』には割増賃料が発生しない。</p>

③高額所得者の認定

公営住宅については、引き続き5年以上入居し、最近2年間引き続き月額所得が下記の基準額を超えた収入超過者は、高額所得者に認定されます。高額所得者には、民間賃貸並みの最高額家賃が課され、公営住宅の明渡し請求を受けることとなります。
※高額所得者の認定においては、月額所得の算定方法が通常とは異なります。

公営住宅（1、2棟）	更新住宅（3、4棟）
<p>【高額所得者となる基準額】</p> <p>313,000円</p>	高額所得者として認定されることはない。